

中 農 第 3426-52 号
令 和 7 年 2 月 28 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

中津市長 奥塚正典

| | |
|-------------------|---------------------|
| 市町村名 (市町村コード) | 中津市 (44203) |
| 地域名 (地域内農業集落名) | 下戸原地区 (戸原地区) |
| 協議の結果を取りまとめた年月日 | 令和6年12月11日 (第1回) |

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・地域内の農地は、水稻が主に作付けされている。農業者については、ほぼ65歳以上であり高齢化が進んでいる。その半数以上については、後継者の目途がついておらず、今後耕作できない農地の増加が危惧される。また約半数の農地を認定農業者が1名で耕作している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・中山間地域等直接支払交付金事業を継続し、農地を維持していくとともに、農地の集約化を進め、近隣地区の担い手や営農組織が耕作しやすい環境を作る事が大切となる。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

| | |
|-----------------------------------|---------|
| 区域内の農用地等面積 | 1.63 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積 | 1.63 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】 | ha |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

- ・近隣地区の担い手や営農組織の入作による集約化に取り組む。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

- ・中心経営体への貸し付けを進めていく。

(3) 基盤整備事業への取組方針

- ・現在のところ、取り組む意向はない。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

- ・近隣地区の担い手や営農組織の入作による集約化に取り組む。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

- ・担い手や営農組織による作業委託を行う。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

| | | | | | | | | | |
|-------------------------------------|-----------|--------------------------|-------------|--------------------------|---------|--------------------------|----------|--------------------------|------|
| <input checked="" type="checkbox"/> | ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> | ②有機・減農薬・減肥料 | <input type="checkbox"/> | ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> | ④畠地化・輸出等 | <input type="checkbox"/> | ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> | ⑥燃料・資源作物等 | <input type="checkbox"/> | ⑦保全・管理等 | <input type="checkbox"/> | ⑧農業用施設 | <input type="checkbox"/> | ⑨耕畜連携等 | <input type="checkbox"/> | ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

- ・鳥獣害防止対策をはかり、鳥獣害の被害防止に取り組む。